

低所得世帯対象(生活保護受給世帯を除く)

# エアコンの購入費を助成します!

上限  
12万円

夏季の熱中症による健康被害を予防することを目的に、  
経済的な理由で自宅にエアコンが設置できない等の  
低所得世帯を対象として、1世帯につき1台分のエアコン  
の購入・設置等に要する費用を助成します。

申込期間

令和8年5月7日(木)から  
令和8年9月11日(金)まで

## 対象世帯

①～③全てに該当する世帯が対象となります。

- ①世帯員全員が日野市に住民登録をしている世帯
- ②世帯員全員が令和7年度もしくは令和8年度の住民税非課税の世帯 または  
世帯員全員が令和7年度もしくは令和8年度の住民税均等割のみ課税の世帯
- ③自宅のエアコンの設置状況が以下のアからウのいずれかに該当する世帯
  - ア エアコンが1台もない
  - イ 故障等で冷房機能を使用できるエアコンが1台もない
  - ウ 2011年以前に製造されたエアコンのみを使用している
 ※イ・ウの場合はエアコンの所有権が対象世帯に属している方にある場合に限ります。

※日野市で生活保護を受給している世帯は、別の助成事業がございます。

詳細は生活福祉課の担当ケースワーカーにお問い合わせください。

問い合わせ先 日野市健康福祉部生活福祉課 ☎042-514-8479(直通)

## 対象機器・助成上限額・対象費用

### 対象機器

- 市から交付決定を受けた後に店舗・事業者から購入し、自宅に取り付けるエアコン
- 壁または窓枠に固定して使用するエアコン  
※住宅の構造上、設置が困難な場合は可動式のエアコンも対象
- 事業用のエアコンは対象外

### 助成上限額

- 12万円**
- ※東京都「東京ゼロエミポイント」や下取り等により割引が適用される場合は、  
割引適用後の費用が対象となります。(実際に支払った額を助成します。)
  - ※「日野市省エネ家電買換え促進補助金」との併用はできません。

### 対象費用

助成対象	助成対象外
<ul style="list-style-type: none"> <li>○エアコン本体購入費</li> <li>○配送費</li> <li>○設置費(設置に係る工事費を含む)</li> <li>○撤去費及びリサイクル費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請者自身(店舗や事業者以外)で設置 工事を行った場合の設置工事費用</li> <li>○助成対象機器の延長保証料及び電池等 の消耗品に係る費用</li> </ul>

### ★★申請前にご確認ください★★

※賃貸住宅の場合、申請前に貸主(大家)へ助成の説明をし、エアコン設置の承諾を得てください(都営住宅は除く)。

市営住宅の場合、申請前に財産管理課へ「市営住宅模様替え・増築承認申請書」の提出が必要です。

※購入費用が助成上限額を超えた差額は、自己負担になります。

※交付決定前に購入したエアコンは助成対象外です。

助成に関する情報やQ&Aはこちらからご覧いただけます。



(市ホームページ)

問い合わせ先 5/7(木)～11/30(月)まで  
日野市エアコン購入費助成金専用コールセンター

**042-514-9090**

受付時間:月曜～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時



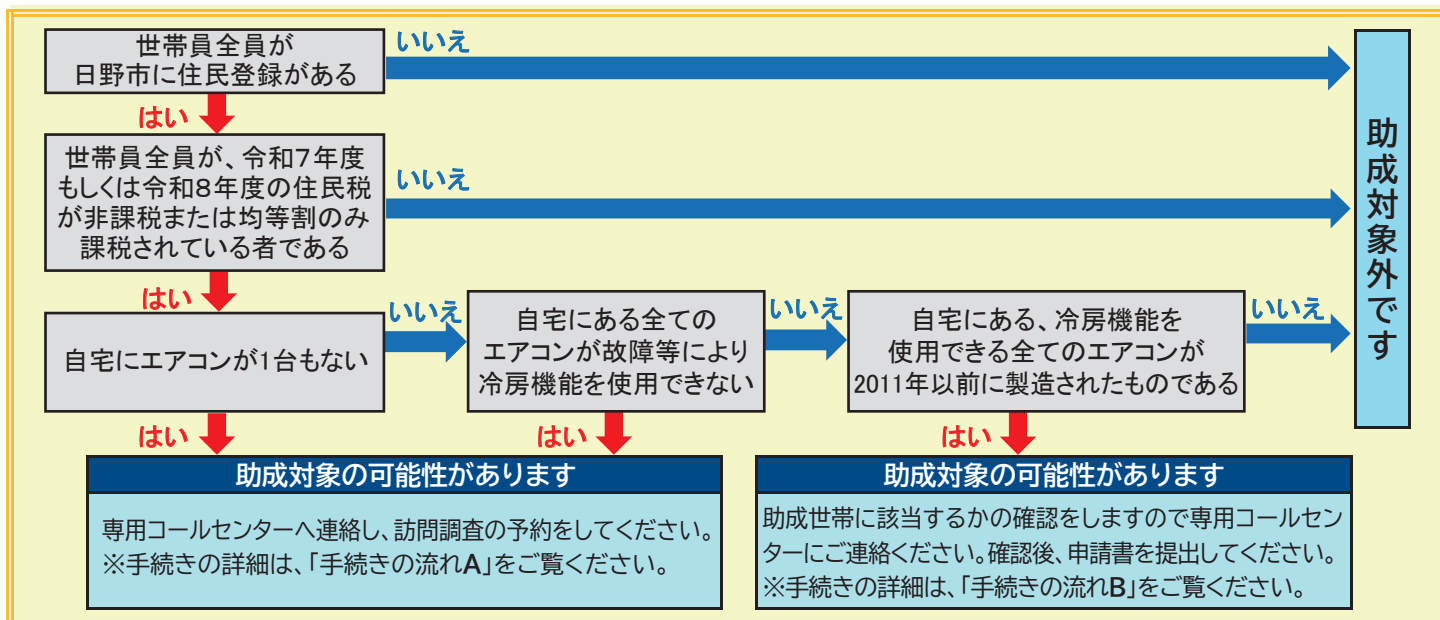
申請書・請求書類 郵送先

〒191-8686 日野市神明1-12-1

日野市健康福祉部セーフティネットコールセンター  
エアコン助成担当

★★手続きの詳細は裏面を参照してください★★

★★助成を希望される方は、下記のフローチャートを確認してからお問い合わせください★★



### 手続きの流れA

- ① **訪問調査の予約**  
○専用コールセンター ☎042-514-9090に電話し、氏名・住所・連絡先番号・生年月日を伝えてください。  
○対象世帯に該当するかを確認の上、訪問調査日を調整します。 **5/7(木)～**
- ② **訪問調査 申請書提出**  
○調査員がご自宅を訪問し、エアコンの有無(または故障の有無)を確認します。  
○訪問時に調査員が申請書を持参しますので、その場で申請書を記入し、調査員に提出してください。 **9/11(金)まで**  
※自宅内全ての部屋を確認します。  
※訪問調査は、申請書の提出期限である9/11(金)までに受けていただく必要があります。
- ③ **交付決定**  
○市が申請書の内容を審査し、助成対象となることを確認できましたら、「交付決定通知書」及び請求に必要な書類をご自宅へ郵送します。  
※この通知だけでは助成金は振り込まれません。購入後の請求が必要です。
- ④ **エアコン 購入・設置**  
○店舗・事業者からエアコンを購入し、エアコン本体と設置費用等それぞれの内訳が書いてある領収書等をもらってください。  
※「交付決定通知書」が届いてからエアコンを購入してください。  
※購入資金の準備が難しい方は、専用コールセンターにご相談ください。
- ⑤ **助成金請求**  
○請求書(③に同封)及び領収書等の必要書類を表面の郵送先まで郵送するか、直接持参してください。 **11/30(月)まで**
- ⑥ **助成金受取**  
○市が請求書類を確認した後、「交付額確定通知書」をご自宅へ郵送します。  
○指定の口座へ対象経費を振り込みます。  
※請求書類が市に届いてから振込まで1か月程度かかります。

### 手続きの流れB

★2011年以前に製造されたエアコンのみを使用していることを理由に申請をされる場合は、訪問調査は実施いたしませんので、申請書に型番・製造年がわかる書類を添付し、下記1・2のいずれかの方法で申請してください。(型番・製造年はエアコンの底面や側面にあるシール、保証書等で確認してください。)

- 1 電子申請(市のホームページの入力フォームから申請できます。)
- 2 申請書を郵送(申請書は市のホームページからダウンロード、または電話請求し表面の郵送先に郵送してください。市役所2階のセーフティネットコールセンターでも配布しています。)



※申請書の提出締切日は令和8年9月11日(金)です(当日必着)。

(電子申請フォーム)

★申請書提出後は「手続きの流れA」の③以降に進んでください。  
※原則、訪問調査は実施しませんが、必要に応じて実施する場合があります。